

監査報告書

令和元年5月5日

公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団
理事長 指吸 明彦 様

公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団
監事 中尾 勲 印

監事 村井 信二郎 印

私ども監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度における理事の業務及び会計の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事の業務執行状況を確認し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の正当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 事業報告の内容は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産の状態及び正味財産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。